

他の相談は各課の窓口で受け付けています。まずは電話で問い合わせてください。
相談の詳細はホームページで確認または問い合わせてください



☎先着 ④定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

項目	日時	場所	問い合わせ☎
行政相談	①3月13日(金) 午前10時~正午 ②3月18日(水) 午後1時30分~3時30分	①吉川支所 相談室 ②市役所 5階501会議室	
司法書士による相談 要予約 ④6名	3月12日(木) 午後1時30分~(1人20分)	市役所 2階入札室、入札控室	秘書広報課
土地境界相談 要予約 ④6名	受付: 3月2日(月)~11日(水)正午まで		
弁護士による相談 要予約 ④8名	3月19日(水) 午後1時30分~(1人20分) 受付: 3月2日(月)~4日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
建築なんでも相談 要予約 ④2名	3月13日(金)、27日(金) 午後1時30分~ (1人50分) 受付: 各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
市民ふくし相談 日常生活の困りごとなど	①3月2日(月) 午後1時30分~4時 ☎ ②3月11日(水)、18日(水)、28日(土) 午前10時~午後3時 ☎	①吉川支所 ②市民活動センター	①72-2940 ②86-7575 社会福祉協議会 82-4043
司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ④3名	3月12日(木) 午後1時30分~4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
人権相談 同和問題・多様な性・SNSひぼう中傷など	①月~金曜 ☎ ②3月6日(金)、③12日(水)、④19日(水) 午後1時~4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③吉川支所 相談室 ④市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
農地相談	3月13日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
若者就職相談 15~49歳の方の就職やキャリアの相談	3月17日(火) 午後1時~4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
DV相談 面談は要予約	月~金曜 午前9時~午後5時 ☎	DV相談室	DV相談室 82-8300
子どもいじめ相談 面談は要予約	月~金曜 午前9時~午後5時 ☎	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
こころの相談(電話相談) うつや自殺予防のための相談	月~金曜 午前9時~午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	☎89-2471	健康増進課
青少年悩みの相談 面談は要予約	月~金曜 午前9時~午後4時 ☎ 予約優先	教育センター 2階	教育センター 82-8686
児童虐待相談	月~金曜 午前9時~午後5時 ☎	教育センター 2階 こども福祉課	こども福祉課 83-2266
高齢者虐待相談	月~金曜 ☎	①地域包括支援センター ②西部サブセンター ③吉川サブセンター	高齢福祉課 ①89-2337 ②83-0160 ③72-2222
女性のための相談	①火曜 午前10時~正午 木曜 午後1時~4時 } 電話相談 ②火曜 午後1時~4時 木曜 午前10時~正午 } 予約相談 (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	①89-2354 男女共同参画センター 89-2331
女性のための 弁護士相談 要予約 ④4名	3月25日(水) 午後1時50分~4時30分 受付: 3月19日(木)まで【要事前面談】		
あんしん教育相談 要予約	月~金曜 午前9時~午後5時	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者総合相談・虐待相談	月~金曜 ☎	市役所 3階障がい福祉課	
福祉相談 要予約	①月~金曜 午前9時~午後4時 ②3月4日(水)、27日(金) 午後2時~4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	障がい福祉課 ☎89-2449
身体障がい者相談	3月14日(土)、18日(水) 午後1時~3時	ハートフルプラザみき 2階 身体障害者福祉協会	

三木警察署だより

☎82-0110

ニセ警察官詐欺の手口

①ニセモノの警察官から連絡

あなた名義の口座や携帯電話が
犯罪に使われている

〇〇県警に出頭して
(遠方であることが多い)

出頭できないなら通信アプリの
ビデオ通話で取り調べを行う

③お金の送金を指示

ATMやインターネットバンキングで
指定口座に送金させる

現金を郵便ポストや
玄関付近に置かせる

金塊を購入
させる

- ⚠️警察はSNSで連絡することはありません
- ⚠️警察は警察手帳や逮捕状など画像を送ることはありません
- ⚠️警察は捜査などの名目で金銭を要求しません

②不安をあまり金銭を要求

あなたに逮捕状が出ている

口座のお金の流れを調べる必要がある

お金を支払えば逮捕されない

- ・電話でお金の話が出たら、詐欺を疑いましょう。
- ・怪しい電話があれば、一旦電話を切り、家族や最寄りの警察に相談しましょう。

消費生活相談

■若者を狙う怪しい勧誘に注意!

☎(市)生活安全課

相談事例

就活に悩み、SNSで就活塾の広告サイトから無料カウンセリングを受けた。その後「有料セミナーを受ければ100%内定できる」と言われ、50万円のセミナーを申し込んだ。お金を準備できず解約を申し出ると解約料50%を請求された。

職場の先輩から「もうけ話がある」と誘われ、喫茶店で営業担当を紹介された。すると、投資の教材が入ったUSBメモリを80万円で購入するように勧められた。「お金がない」と言うと「借金してもすぐに取り戻せる」と言われ、その場でウェブ上の消費者金融で借り入れて支払った。しかし、まったく稼げず、借金だけが残った。

アドバイス

- 入学や就職で始まった新生活で知り合った人に就活対策やもうけ話を持ち掛けられることがあります。中には、誰かを勧誘すれば報酬がもらえるマルチ取引に該当するものもあります。友人を勧誘することで人間関係が破綻したり、金銭トラブルが生じることもあります。
- 「お金がない」と断ると、消費者金融で借金をするようにと指示されることがあります。契約の意思がなければ「契約はしない」ときっぱりと断るようにしましょう。
- 要件が満たせばクーリングオフや途中解約ができる場合があります。困ったときには、消費生活センターへ相談してください。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関する場合は 消費生活相談へ

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時~正午、午後0時45分~4時
場所 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例はこちら